石川県「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に関する要綱

第1条	趣旨
第2条	居住環境基準
第3条	災害配慮基準
第4条	知事が定める図書
第5条	認定の申請
第6条	申請の受理
第7条	認定の審査
第7条の2	承認の審査
第8条	軽微な変更
第8条の2	誤記訂正
第9条	計画の変更認定の申請
第10条	認定申請の取下げ
第11条	認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全の取りやめ
第12条	建築工事の完了報告
第13条	認定長期優良住宅の建築及び維持保全に関する報告
第14条	認定計画実施者に対する改善命令
第15条	認定の取消し
第16条	認定等の証明

〔様式〕

- ·削除(別記様式第1号)
- ・認定しない旨の通知書(別記様式第2号)
- ・承認しない旨の通知書(別記様式第2号の2)
- ・軽微な変更届 (別記様式第3号)
- ・誤記訂正届 (別記様式第3号の2)
- ・取下届 (別記様式第4号)
- ・認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書(別記様式第5号)
- ・認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書 (別記様式第6号)
- ・認定長期優良住宅の建築及び維持保全に関する報告書(別記様式第7号)
- · 改善命令書(別記様式第8号)
- 認定取消通知書(別記様式第9号)
- · 証明願(別記様式第10号)
- · 証明証(別記様式第11号)

石川県「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に関する要綱

(趣 旨)

- 第1条 この要綱は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成 20 年法律第 87 号。以下「法」という。)の施行に関し、法、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令(平成 21 年政令第 24 号。以下「令」という。)及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成 21 年国土交通省令第 3 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、認定等に必要な事項を定めるものとする。
- 2 用語の定義は、法、令、規則及び住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成 11 年 法律第 81 号) によるものとする。

(居住環境基準)

- 第2条 法第6条第1項第3号の規定に基づく居住環境の維持及び向上に関する基準 は、次のとおりとする。
 - (1) 地区計画及び景観計画等の区域内における取扱い

都市計画法第12条の5の規定による地区計画、景観法第8条の規定による景観計画など良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に資する法律に基づく計画決定等がなされた区域内においては、当該計画等に定められた建築物に関する事項(建築物の敷地、構造、建築設備、用途及び形態意匠についての基準に限る。)に適合していること。

(2) 建築協定、景観協定及び条例等の区域内における取扱い

建築基準法第69条の規定による建築協定、景観法第81条の規定による景観協定等、又は県若しくは市町が公布した景観条例、まちづくり条例など良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に資する条例に基づく協定締結、計画決定等がなされた区域内においては、当該協定、計画等に定められた建築物に関する事項(建築物の敷地、構造、建築設備、用途及び形態意匠についての基準で、具体的かつ客観的なものに限る。)に適合していること。

(3) 要綱等の区域内における取扱い

県又は市町が定めた開発指導要綱、まちづくり指導要綱など良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に資する要綱等(公表されているものに限る。)に基づき定められた建築物に関する事項(建築物の敷地、構造、建築設備、用途及び形態意匠についての基準で、具体的かつ客観的なものに限る。)に適合していること。

(4) 都市計画施設等の区域内における取扱い

都市計画法第4条第4項に規定する促進区域、同条第6項に規定する都市計画施設の区域又は同条第7項に規定する市街地開発事業の区域など法律に基づき区域

内の建築の規制がある区域内にないこと。

ただし、上記の区域内にあっても、当該住宅が当該区域の設定又は事業の目的を達成するためのものであることなど、長期間の立地が妥当である場合にはこの限りでない。

(災害配慮基準)

- 第3条 法第6条第1項第4号に基づく自然災害による被害の発生の防止又は軽減に 関する基準は、認定を受けて建築をしようとする長期優良住宅が、次の各号に掲げる 区域に建築されるものではないこととする。
 - (1) 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第39条第1項に規定する災害危険区 域
 - (2) 地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号) 第3条第1項に規定する地すべり 防止区域
 - (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3 条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
 - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12 年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する区域にあってはこの限りでない。
 - (1) 急傾斜地崩壊対策工事(公共施行に限る)が施行された土地の区域(災害危険区域及び急傾斜地崩壊危険区域に限る)
 - (2) その他知事が認める区域

(知事が定める図書)

- 第4条 規則第2条第1項の規定に基づき知事が定める図書は、次のとおりとする。
 - (1) 登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定(登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。)を受けた型式に適合する住宅 又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあっては、 当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書(登録住宅型式性 能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。以下同じ。)の写し
 - (2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあっては、型式住宅部分等製造者認証書の写し
 - (3) 長期優良住宅建築等計画等の認定に係る審査に当たり、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件(平成 21 年国土交通省告示第 209 号)第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあっては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書(この場合において、登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定(登録試験機

関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。)を受けたときは、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書をもってこれに代えることができる。)

- (4) 居住環境の維持及び向上に関する基準に応じて、それに適合することを確認するために必要な図書
 - イ 地区計画、景観計画等に適合する旨の証明書等が交付されている場合には、そ の写し
 - ロ 地区計画、景観計画、建築協定、景観協定その他居住環境に関する条例及び要綱等に応じて、それに適合することを確認するために必要な図書
- (5) 自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたことを確認するために 必要な図書(前条第2項を適用する場合に限る。)
- (6) その他知事が必要と認める図書
- 2 規則第2条第3項の規定に基づき知事が不要と認める図書は次のとおりとする。
 - (1) 次の各号に掲げる事項を明示することを要しないものとすることにより、図書に明示すべき事項のすべてについて明示することを要しないときは、当該図書
 - イ 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る長期優良住宅建築等計画等の認定申請のうち、住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあっては、長期優良住宅建築等計画等の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、住宅型式性能認定書において、住宅性能評価(登録住宅型式性能認定等機関が交付した住宅型式性能認定書と同等の確認書においては長期優良住宅建築等計画等の認定)の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの
 - ロ 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る長期優良住宅建築等計画等の認定申請のうち、型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えたものにあっては、長期優良住宅建築等計画等の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

(認定の申請)

- 第5条 計画の認定申請者は、認定申請書(規則第1号様式)の正本及び副本に、それ ぞれ次の各号に掲げる添付図書を添えて、知事に提出するものとする。
 - (1) 規則第2条の表一及び表二(法第五条第一項から第五項の規定により申請する場合は表一、確認書若しくは住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された住宅性能評価書又はこれらの写しを添えて申請する場合は表三)に掲げる図書
 - (2) 第4条第1項に定める図書
 - (3) 認定取消通知書 (新築時に長期優良住宅として認定されている場合) (別記様式

第9号)

2 法第6条第2項に基づき、計画の認定の申請と併せて建築基準法(昭和25年法律 第201号)第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合審査(以下「建築基準適 合審査」という。)を申し出る場合は、同項の規定による建築の申請書(以下「建築確 認申請書」という。)の正本及び副本を、前項の規定による認定申請に併せ、提出す るものとする。

(申請の受理)

- 第6条 知事は、認定申請の図書に不足がある場合は、申請を受理しないものとする。
- 2 認定に併せて建築基準適合審査の申出を伴う場合は、知事は、建築確認申請書について受理時審査を行うものとし、建築基準適合審査に必要な図書に不足がある場合は、申請を受理しないものとする。

(認定の審査)

- 第7条 知事は、計画の認定の申請(法第8条第2項において準用する場合を含む。) の内容について疑義がある場合は、必要に応じて申請者等に説明を求め、誤りがある 場合は訂正を求めるものとする。
- 2 知事は、計画の認定の申請内容について、申請図書の不備又は明らかな虚偽が認められた場合は、申請者に認定しない旨とその理由を、認定しない旨の通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。

(承認の審査)

- 第7条の2 知事は、法第10条の規定による地位の承継の承認の申請の内容について 疑義がある場合は、必要に応じて申請者等に説明を求め、誤りがある場合は訂正を求 めるものとする。
- 2 知事は、地位の承継の承認の申請内容について、申請図書の不備又は明らかな虚偽 が認められた場合は、申請者に承認しない旨とその理由を、承認しない旨の通知書(別 記様式第2号の2)により通知するものとする。

(軽微な変更)

第8条 認定計画実施者が、軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届(別記様式第3号)2部に、それぞれ変更部分を示す図書を添えて、知事に提出するものとする。

(誤記訂正)

- 第8条の2 認定計画実施者は、認定申請書等の記載欄のうちの軽微な誤記があること を認め、その申し出をするときは、誤記訂正届(別記様式第3号の2)2部を知事に 提出するものとする。
- 2 前項の軽微な誤記とは、敷地の地名地番の誤記等をいう。

(計画の変更認定の申請)

- 第9条 計画の変更認定の申請者は、変更認定申請書(規則第3号様式)の正本及び副本に、それぞれ第5条第1項に定める変更部分を示す図書を添えて、知事に提出するものとする。
- 2 変更認定申請と併せて建築基準適合審査を申し出る場合は、建築確認申請書の正本 及び副本を、前項の規定による変更認定申請に併せ、提出するものとする。

(認定申請の取下げ)

第10条 申請者が、当該申請を取り下げようとするときは、取下届(別記様式第4号) 2部を、知事に提出するものとする。

(認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全の取りやめ)

第11条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめようとするときは、認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書(別記様式第5号)2部に、認定通知書(規則第2号様式)(計画変更認定を受けた者にあっては変更認定通知書(規則第4号様式))を添えて知事に提出するものとする。

(建築工事の完了報告)

- 第12条 法第12条及び「長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針」(平成 21年国土交通省告示第208号)の規定に基づき、認定計画実施者は、認定長期優良 住宅建築等計画に基づく住宅の建築の工事が完了したときは、速やかに認定長期優良 住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書(別記様式第6号)に、必 要に応じ、次の各号に掲げる図書を添えて、知事に報告するものとする。
 - (1) 建築士法第20条第3項に規定する工事監理報告書の写し又は登録住宅性能評 価機関による建設住宅性能評価書の写し
 - (2) 建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写し (同法の確認申請を行った場合に限る。)
 - (3) その他知事が必要と認める図書

(認定長期優良住宅の建築及び維持保全に関する報告)

第13条 法第12条の規定による報告(前条による報告を除く。)を求められた認定計画実施者は、認定長期優良住宅の建築及び維持保全に関する報告書(別記様式第7号)に必要な図書を添えて知事に報告するものとする。

(認定計画実施者に対する改善命令)

第14条 法第13条の規定による認定計画実施者に対する命令は、改善命令書(別記様式第8号)によるものとする。

(認定の取消し)

第15条 法第14条第2項の規定による計画の認定を取り消した旨の通知は、認定取 消通知書(別記様式第9号)により通知するものとする。

(認定等の証明)

- 第16条 認定計画実施者は、認定通知書(法第8条に規定する計画認定を受けたものにあっては、変更認定通知書)又は承認通知書を紛失等したときは、当該認定(法第8条に規定する計画認定を受けたものにあっては、変更認定)又は承認(以下「認定等」という。)の証明を知事に申請することができる。
- 2 認定計画実施者は、前項に規定する認定等の証明を申請するときは、長期優良住宅 (台帳記載事項)証明願(別記様式第10号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、 知事に提出するものとする。
 - (1)身分証明(本人確認)のできる公的機関の発行した証明書の写し
 - (2)権利譲渡等により地位の承継がされた場合は、売買契約書等の写し
 - (3)その他知事が必要と認める図書
- 3 知事は、第1項に規定する申請があったときは、台帳の記載事項のうち証明を求められた内容について相違ないことが確認できたものについて、認定計画実施者に長期 優良住宅(台帳記載事項)証明書(別記様式第11号)を交付するものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年2月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。